

平成26年9月第33回互理町議会定例会会議録（第1号）

○ 平成26年9月4日第33回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木洋子	2 番	高野孝一
3 番	熊田芳子	4 番	小野一雄
5 番	佐藤正司	6 番	安藤美重子
7 番	百井いと子	8 番	渡邊重益
9 番	鈴木邦昭	10番	渡邊健一
11番	四宮規彦	12番	高野進
13番	熊澤勇	14番	佐藤アヤ
15番	高橋晃	16番	鞠子幸則
17番	佐藤實	18番	安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐 藤 雅 徳	税務課長	佐 藤 邦 彦
町民生活課長	牛 坂 昌 浩	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	西 山 茂 男	健康推進課長	佐々木 利 久
農林水産課長	齋 藤 幸 夫	商工観光課長 兼わたり温泉 鳥の海所長	酒 井 庄 市
都市建設課長	佐々木 人 見	都市建設課 専門官	市 川 仁
復興まちづくり課長	千 葉 英 樹	上下水道課長	川 村 裕 幸
会計管理者 兼会計課長	鈴 木 久 子	教育長	岩 城 敏 夫
学務課長	鈴 木 邦 彦	生涯学習課長	熊 澤 一 弘
農業委員会 事務局長	菊 地 和 彦	選挙管理委員会 書記長	佐 藤 浄
代表監査委員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	庶務班長	丸 子 城
主 事	櫻 井 直 規		

## 議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 所管事務調査の報告

日程第4 提出議案の説明

午前 10時00分 開会

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより平成26年9月第33回亙理町議会定例会を開会いたします。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、8番 渡邊重益議員、9番 鈴木邦昭議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から9月19日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月19日までの16日間に決定いたしました。

#### 議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案8件、物品購入1件、工事請負契約5件、字の区域変更等3件、補正予算案6件、報告2件並びに平成25年度各種会計決算認定案10件の計35件の議案が提出されております。

第3、一般質問についてであります。一般質問の通告を13名から受理しております。

第4、請願・陳情等についてであります。陳情2件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第5、総務常任委員会から所管事務調査報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第6、「議員派遣の件」について、会議規則第126条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり、議長において決定しましたので報告をします。

また、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり「議員派遣結果報告書」5件が提出されておりますので報告をします。

第7、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第8、閉会中の「議会及び議長の動向」について、別紙お手元に配付のとおり報告をします。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第3 所管事務調査の報告

議長（安細隆之君） 日程第3、所管事務調査の報告の件を議題といたします。

総務常任委員長から報告を願います。

委員長登壇。

〔総務常任委員長 高野 進 君 登壇〕

総務常任委員長（高野 進君） 総務常任委員会から報告いたします。なお、報告は皆さんのお手元に配付されております書面を読み上げてご報告いたします。

6ページをごらんいただきたいと思います。

平成26年9月4日

亘理町議会

議長 安細 隆之殿

総務常任委員会

委員長 高野 進

#### 所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査したので報告いたします。

#### 記

1 調査事項 バイオマスエネルギー事業化と地域活性化について

2 調査年月日 ・平成26年6月19日（木）

及び調査地 亘理町吉田東部パイロット農地 牧草試験栽培箇所

・平成26年7月2日（水）～3日（木）

（株）開成 瀬波バイオマスエネルギープラント

新潟県村上市瀬波温泉1丁目1175番地

3 出席委員 委員長 高野 進 副委員長 鈴木邦昭 委員 鈴木洋子

委員 小野一雄 委員 安藤美重子

4 調査の目的

本町は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で、荒浜・吉田東部地区が壊滅的な被害にあった。

現在、町では特定非営利活動法人「元気な日本をつくる会」と連携し、バイオマス発電を核とした産業創出と地域活性化事業について、被災地域の周辺開発と絡め検討しているが、事業化は有効か視察調査を行った。

5 調査地概要

新潟県村上市は新潟県の北端に位置し、面積は約1,174.24平方キロメートルと県内一広い。人口は65,038人（6月1日現在）であり、昭和29年と平成20年の合併を経て現在に至っている。

日本海に面した瀬波温泉を有する観光地である。主な産業は、稲作、岩船港で水揚げの水産物の販売、鮭料理の種類は多く「はらこ飯（いくら丼）」もある。

## 6 視察先

株式会社開成 「瀬波バイオマスエネルギープラント」

バイオガス発電によるエネルギーリサイクル事業に取り組んでいる。導入していたドイツルッケルト社の乾式メタン発酵施設は省電力、省設置面積、高効率発酵が特徴である。

プラントでは、主に植物性食品残渣を発酵させ、生成したメタンガスで発電を行っており、電気と発電時の排熱は隣接する2棟の温室ハウスに供給し、余剰電力は売電している。2棟のハウスのうち、1棟のハウスでは果物を栽培し、もう1棟では観光施設として南国フルーツ園を運営している。食品残渣の発酵後に残る廃液も液肥として利用できるため無駄なく活用している。

原料となる食品残渣は、瀬波温泉のホテル組合と提携し常に一定量を確保している。互いのメリットとなるため無償としており、食品残渣の確保（需要）と処分（供給）の構図が近距離内で実現している。

プラントでは現在25キロワットアワーを発電（最大50キロワットアワーまで発電可能）。施設の機械の耐用年数は10年で、保守費用は年間約10万円である。機器管理は原料の投入時に1名ないし2名の従業員が立ち会うのみで、制御は全て自動で行われる。廃棄物処理ということで悪臭が懸念されたが、建物内外ともにほぼ臭いはない。

栽培用の温室ハウスは2,000平方メートルあり、パッションフルーツを栽培している。首都圏の業者と取り引きしており、年3回の収穫で年間の売上は約3,600万円となっている。

食品残渣の発酵後に残る液肥は、現在の発電量（原料の投入量）では1日4トン生成される。温室栽培の肥料をこれで賄うとともに、同社では米の生産販売も行っており、自社の30ヘクタールの水田へ散布している。

## 7 委員会の所見

バイオマス発電事業は、維持管理費が少なく、発電の副産物である排熱や液肥の有効活用が可能な循環型発電事業である。

調査先での説明では、原材料として牧草は大変効率が良いとのことであった。吉田東部の牧草の試験栽培箇所では液肥の効果を確認しており、栽培地として農地の有効活用が期待できる。あわせて、町内の家庭や給食センター、事業所から出る食品残渣の活用は清掃センターに搬入するゴミの減量化にもつながる。

当町での事業化にあたっては、副産物となる排熱・液肥の活用が重要である。新たな産業誘致や地元雇用創出の手段とも成りえるため、バイオマス発電を核に引き続き総合的に検討されたい。

なお、プラントは「乾式」と「湿式」に大別されるが、よりよい方式のものを導入されるよう検討が必要である。

以上、このバイオマス発電事業化構想は、荒浜及び吉田東部の沿岸区域の復興に結びつき、地域活性化に有効な事業と考えるものである。

以上、報告を終わります。

議長（安細隆之君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

以上で、所管事務調査報告を終わります。

#### 日程第4 提出議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第4、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 齋藤 貞君 登壇〕

町長（齋藤 貞君） おはようございます。

本日、第33回互理町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げ審議賜りますのは、議案23件の外報告2件及び認定10件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

初めに、議案第68号「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、再生可能エネルギーのさらなる普及と行政財産の有効活用を図る観点から、町有施設であります災害公営住宅への屋根貸し太陽光発電設備導入事業の実施に向け、関連する条例の一部を改正するものであります。

議案第69号「亙理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により、対象児童の年齢が引き上げられることに伴い、文言等の整備について条例の一部を改正するものであります。

議案第70号「亙理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び議案第71号「亙理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」につきましても、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により、市町村において、それぞれの事業における設備及び運営に関する基準を定める必要があることから条例を制定するものであります。

議案第72号「亙理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」につきましては、子ども・子育て支援法の施行により、特定教育・保育施設等における運営に関する基準を定める必要があることから条例を定めるものであります。また、児童福祉法の改正に伴い、附則において亙理町保育所条例中の文言を改正するため、亙理町保育所条例の一部改正を行うものであります。

議案第73号「東日本大震災による被災者に対する亙理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、東日本大震災により被災した被保険者に対する国の財政支援の基準変更に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第74号「亙理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、引用する法律の名称変更により文言等の整備について条例の一部を改正するものであります。

議案第75号「亙理町町営住宅条例の一部を改正する条例」につきましても、引用



する法律の名称変更による文言等の整備及び災害公営住宅整備事業による施設の追加に伴う別表の整理について、条例の一部を改正するものであります。

議案第76号「物品購入契約の締結について(平成26年度亙理町木造災害公営住宅(亙理江下地区)整備事業(復交))」につきましては、去る8月20日に見積徴収を行った亙理江下地区の戸建災害公営住宅17戸の購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。なお、今回の亙理江下地区17戸分の契約締結により、予定している戸建住宅97戸全てが契約済みとなります。

議案第77号「工事請負契約の締結について(平成26年度亙理中央地区工業団地(1工区)造成工事)」から議案第81号「工事請負契約の締結について(平成26年度亙理中央地区工業団地(5工区)造成工事)」までの5件の議案につきましては、去る8月18日に入札を執行したそれぞれの工事の工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第82号「字の区域を変更することについて」につきましては、防災集団移転先団地・災害公営住宅の整備を進めている吉田大谷地団地における字の区域の変更を行うことについて、昨年12月の第25回の定例会において議決をいただいておりますが、前回永小作権の関係で残った土地について、問題が解決されたことに伴い、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第83号「町道の路線廃止について」及び議案第84号「町道の路線認定について」につきましては、商業集積施設用地として町道の一部を利用するため、既存の路線を廃止し、新たに2路線を認定するものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第85号「平成26年度亙理町一般会計補正予算(第3号)」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,026万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ328億6,313万3,000円とするものであります。

それでは、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

1款議会費につきましては、議会運営費の費用弁償36万円のほか、車両管理費に

における公用車購入のための備品購入費379万2,000円を増額補正するものであります。

2款総務費につきましては、初めに神宮寺区及び箱根田西区の集会所改修工事に伴い、「亘理町集会所建設事業補助金」として185万8,000円を増額補正するものです。次に、公共ゾーン整備事業費になりますが、今後の役場庁舎や保健福祉センター整備に先立ち、公共ゾーンの開発行為許可申請に係る測量業務等を行う公共ゾーン実施設計業務委託料等として2,621万円を増額補正するものであります。震災復興基金費及び東日本大震災復興交付金基金費については、平成24年度から平成25年度に多くの事業を繰り越しましたが、平成25年度において事業が完了したことに伴い、それらの事業の繰越財源として基金から繰り入れした金額のうち不用額を再度基金に戻すための積立金を計上するもので、それぞれの積立金等を合わせ2億107万9,000円を増額補正するものであります。姉妹都市等関係経費につきましては、東日本大震災後において、お互い町の町花が「さざんか」であることなどが縁で町を挙げての多大なご支援をいただいている大分県日出町との間に、さらなる友好の輪と両町の発展を願い「友好都市」を結ぶことになったことから、その締結式関係経費として241万4,000円を増額補正するものであります。以上が総務費の主なものであります。

3款民生費につきましては、介護保険施設整備事業費において、第5期の介護保険事業計画に位置づけられ、事業者を公募していた小規模多機能型居宅介護施設が、逢隈中泉地区に整備されることから、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金として3,090万円を増額補正するもののほか、災害救助経費として災害援護資金貸付金の償還金250万円と仮設住宅入居者等の再建意向等を含めた現況調査を行う委託料等として276万6,000円を増額補正するものが主なものであります。

6款農林水産業費につきましては、東日本大震災農業生産対策事業費について、みやぎ亘理農業協同組合の生産資機材導入事業に対し、国県費に町単独費として10%のかさ上げ補助を加え、3,570万2,000円を補助するものであります。また、ため池樋門管理経費として長瀨ため池の浚渫工事費として500万円を増額補正するものがその主なものであります。

8款土木費につきましては、町道下茨田2号線の側溝改修工事費として380万円、浜吉田西調整池汚泥浚渫業務委託料として810万円を計上するほか、公園管理

経費における亘理公園を初めとする各種修繕費等1,109万1,000円を増額補正するもの、さらには、駅前広場管理経費において逢隈駅の時計更新工事費として319万9,000円を増額補正するものであります。また、復興関連事業としましては、初めに災害公営住宅整備事業費における上浜街道地区調整池の追加工事費として3,200万円を増額補正するものです。次に防災集団移転促進事業費においては、防災集団移転対象者以外の者に土地を売り払うことに伴う国への返還金と、団地整備付帯工事費等を合わせ5,262万4,000円を増額補正するものであります。学校就学環境整備事業費につきましては、荒浜地区交流センターに隣接している荒浜小学校プールの解体工事費として3,500万円を増額補正するものであります。最後に、観光交流拠点施設整備事業費になりますが、わたり温泉鳥の海西側駐車場等の環境整備費として7,000万円を増額補正するものになります。以上が土木費の主なものであります。

10款教育費につきましては、小・中学校費の施設整備事業費において、荒浜小学校、長瀬小学校、荒浜中学校の3校の屋上に、緊急救助用Rマーク（レスキューマーク）を設置する費用を含め、総額273万4,000円を増額補正するもののほか、海洋センター管理費において、海洋センタープールの改修費用として4,695万1,000円を増額補正するものが主なものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

9款地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定に伴う減額補正と復旧・復興事業に係る震災復興特別交付税の増額補正を合わせ、1,546万1,000円減額補正するものであります。

13款、14款国・県支出金につきましては、国庫支出金における地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金として3,090万円増額補正するもののほか、県支出金については農林水産業費県補助金として3,229万8,000円を追加するものなどを含め、総額6,404万4,000円を増額補正するものであります。

15款財産収入につきましては、防災集団移転促進事業における移転対象者以外の者に売り払いする収入として5,316万9,000円を増額補正するものであります。

これは、歳出でもご説明申し上げましたが、8分の7相当額を防災集団移転事業費から国庫に返還し、残りの8分の1については、震災復興特別交付税の中で精算の上、最終的に国庫へ返還することとなります。

16款寄附金につきましては、全国の方々から東日本大震災に係る災害復旧・復興のための寄附のほか、「ふるさと納税」などを合わせまして24件、138万1,000円の貴重なご寄附を頂戴いたしました。衷心より御礼申し上げます。

17款繰入金につきましては、復旧・復興事業費の財源として、震災復興基金から413万4,000円を繰り入れするほか、東日本大震災復興交付金基金から8,063万7,000円を繰り入れするものであります。さらには、今回の補正の調整財源として財政調整基金から3億3,358万7,000円を繰り入れするものであります。

19款諸収入につきましては、災害援護資金貸付金元金収入として250万円を増額補正するほか、海洋センタープール修繕に係る助成金として1,880万円を増額補正するものであります。

最後に、第2表 地方債の変更についてであります。臨時財政対策債借入額の確定に伴い、5億300万円としていた借入限度額を5億1,230万円に変更するものであります。

議案第86号「平成26年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,644万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億634万8,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、社会資本整備総合交付金内示額の減額に伴う事業費の減額になりますが、歳入においては、社会資本整備総合交付金6,107万円と公共下水道事業債1,530万円の減額補正が主な内容になります。一方、歳出につきましては、交付金の減額に伴い社会資本整備総合交付金事業費において1億1,512万円、防災・安全社会資本整備交付金事業費において322万円の減額補正を行うほか、単独事業費につきましては、震災後の新築住宅建設の増加などに伴う工事請負費等4,190万円を増額補正するものであります。

議案第87号「平成26年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,516万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3,866万7,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、歳出における平成25年度分介護給付費交付金等の精算に伴う返還金として2,516万円を増額補正するもので、その財源として平成25年度からの繰越金72万2,000円を増額補正するほか、介護給付費準備基金繰入金として2,354万6,000円を増額補正するものがその主なものであります。

議案第88号「平成26年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,040万9,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、平成25年度からの保険料繰越金の確定に伴う宮城県後期高齢者医療広域連合への納付金として61万8,000円を増額補正するものであります。

議案第89号「平成26年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,962万6,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、亘理中央地区工業団地南側の鑑川堤塘敷の一部を農林水産省から無償譲渡を受けるための用地測量業務として50万円を増額補正するもののほか、団地西側入口の整備に伴い電柱の移設が必要となったことから、その補償費として84万9,000円を増額補正するものであります。

歳入においては、その財源として一般会計繰入金と繰越金を合わせて134万9,000円を増額補正するものであります。

議案第90号「平成26年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、予算第4条に定めた資本的支出の建設改良費において、荒浜大通線管路設計業務委託のほか、愛宕配水場流入弁更新工事等として3,250万円を増額補正するものであります。

次に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第23号「平成25年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率について」につきましては、平成19年度決算から財政の健全性を判断する指標として公表が求められておりますが、本町においては、平成25年度におきましても財政健全化法に基づく4指標のいずれも、国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を大きく下回るとともに、資金不足比率についても経営健全化基準を下回り、健全財政を維持しているものであります。

初めに、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、その名称のとおり赤字の状況を比率であらわすものであります。いずれの比率におきましても黒

字となっているため、数値としてあわせないものであります。

実質公債費比率につきましては、早期健全化基準25.0%及び財政再生基準35.0%となっておりますが、平成25年度の比率につきましては、平成24年度より0.1%下がりが9.6%となったものであります。

将来負担比率につきましても、実質赤字比率、連結実質赤字比率と同様に数値としてあわせないものであり、早期健全化基準である350.0%を大きく下回っているものであります。

次に、資金不足比率につきましては、「亘理町公共下水道事業特別会計」「わたり温泉鳥の海特別会計」「亘理町工業用地等造成事業特別会計」の3会計とも資金不足を生じていないため、数値としてあわせないものであります。

報告第24号「平成25年度亘理町水道事業会計の資金不足比率について」につきましては、報告第23号と同じく資金不足が生じていないため、数値としてあわせないものであります。

最後に、認定案件についてであります。認定第1号「平成25年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定について」につきましては、平成25年度の歳入決算額536億8,051万8,000円に対し、歳出決算額472億7,977万6,000円となり、歳入歳出差引額は64億74万2,000円となったものであります。この歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費等繰越額50億9,253万9,000円を差し引いた実質収支額は、13億820万3,000円の黒字となったものであります。

この認定第1号「平成25年度亘理町一般会計歳入歳出決算について」を含め、認定第2号から認定第9号までの各種特別会計歳入歳出決算については会計管理者に、また認定第10号「平成25年度亘理町水道事業会計決算について」は、上下水道課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

以上、提出議案等の概要であります。慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決、認定くださいますようお願い申し上げ、今回提出いたしました各議案の説明といたします。よろしく願いいたします。

議長（安細隆之君） 提出議案の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時36分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 渡 邊 重 益

署 名 議 員 鈴 木 邦 昭